

【 工 事 】

[標準様式例6-2]

((第3回)最終)契約変更の内容

契約変更年月日	令和6年9月30日
契約業者名	(株) 赤塚土木興業
契約業者の住所	茨城県つくばみらい市長渡呂 2 5 2
工事の名称	R 5 圏央道管内改良その 1 工事 (第 3 回変更)
工事場所	自) 埼玉県幸手市木立 至) 茨城県猿島郡五霞町小福田
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路土工 1 式 排水構造物工 1 式 構造物撤去工 1 式 応急処理工 1 式 仮設工 1 式
工期 (自)	令和5年9月21日
工期 (至)	令和6年10月31日
契約前の変更金額	¥140, 030, 000
変更金額	¥110, 000
変更後の契約金額	¥140, 140, 000
変更理由	1道路土工 (1)関係機関協議の結果、借地箇所より発生した碎石を他工事に流用することがより経済的であるため、本工事にて残土処理工を増工する。 2排水構造物工 現地精査の結果、借地部の排水機能の復旧が必要となったため、作業土工、側溝工、管渠工・函渠工、集水桝・マンホール工を増工する。 3構造物撤去工 現地精査の結果、近隣借地箇所の復旧のため、防護柵撤去工、作業土工、構造物取壊し工、運搬処理工を増工する。

4応急処理工

(1) 現地精査の結果、当初見込んでいた借地復旧箇所の契約延長により、着手ができなくなったため、応急作業、運搬処理工を減工する。

(2) 関係機関協議の結果、官民境界において、立入防止柵及び防草シート敷設を行う必要が生じたため、防止柵工を増工する。

5仮設工

警察協議の結果及び上記工種を増工に伴い、交通管理工を増工する。

6工期

工期は、排水構造物工の増工により31日間延伸し、令和6年10月31日までとする。